

3. 看護学教育の現状と展望^{*1}

舟島 なをみ^{*2}

1. はじめに

わが国の看護師養成教育は、大学、短期大学、専門学校等、多様な教育機関において行われており、看護教育制度は極めて複雑な様相を呈している。近年、看護に対する社会的要請の高まりや保健・医療・福祉の発展、18歳人口の激減等を背景に、看護師養成教育を大学教育にすることが社会目標となった¹⁾。2009年、保健師助産師看護師法改正により、看護師国家試験受験資格の第一項に大学卒業者が明記された事実は、これを裏付ける。

本稿は、このように激動する看護学教育の現状を概観し、今後の課題と展望を述べる。

2. 看護学教育の現状

看護基礎教育とは、看護系大学、短期大学、専門学校等における教育を指し、この教育課程を修了した学生は、すべて看護師国家試験受験資格を取得できるという共通性を持つ。わが国の看護基礎教育課程は、3年課程とその定時制、2年課程とその定時制およびその通信制の5課程であり、これらの組み合わせとして8課程が成り立つ(表1)。

看護系大学は、このうち3年課程に含まれ、学士の学位は、看護系大学においてのみ授与される。このような背景は、看護系大学以外で養成された多くの看護職者の学位取得ニーズを高め²⁾、それらは、学士を持たない看護職者が学士取得につながる教育を受けられるような次のような制度の

導入をもたらした。1976年、看護系短期大学卒業生に対する3年次編入学制度が開始された。また、学校教育法等の一部改正により、専修学校専門課程修了者は、大学への編入学が可能になり、さらには学士の学位を持たない看護職者にも大学院進学への道が開かれた。この他、科目等履修生制度を活用して単位を修得し、大学評価・学位授与機構に学位授与を申請する方法もある。これらは、すべての看護職者に大学、大学院への道が開かれ、教育制度上の壁が完全に取り払われたことを意味する。

一方、看護基礎教育をその課程数から見ると、2009年4月現在、看護師養成教育機関のうち、大学は183校であり、全体の17.9%³⁾を占める。わが国における看護職の大学教育は、1952年、高知女子大学家政学部看護学科(現、看護学部)に始まった。以後、1992年まで看護系大学は10数校であった。少子高齢化の進展に伴う看護および福祉の人材確保に向けて、1989年、高齢者保健福祉推進十か年戦略が策定され、これを契機に国の財政支援策により、公立看護系大学の開設や国立大学医学部看護学科の増設が促進された。また、1992年、看護婦等の人材確保の促進に関する法律の制定およびその基本指針の策定は、看護系大学の設置をさらに促進した。これらを背景に看護系大学は、1992年を境に急増したが、依然、看護師の圧倒的多数は、大学以外の教育機関において養成されている(図1)。

2009年度の看護師養成教育機関別卒業生数⁴⁾は、大学10,560人(22.3%)、短期大学2,104人(4.4%)、専門学校31,550人(66.6%)、高等学校・高等学校専攻科一貫教育校2,754人(5.8%)、高等学校専攻科416人(0.9%)である(図2)。これらは、わが国全体の看護の質が専門学校を卒業

^{*1} The Present Situation and Vision of Nursing Education

^{*2} Naomi FUNASHIMA 千葉大学大学院看護学研究科

表1 わが国における看護基礎教育課程の構成

学校教育法による区分	指定規則の適用区分による課程名		
大学	3年課程に含まれる		
短期大学	3年課程		
	2年課程		
専門学校（各種学校を含む）	3年課程	定時制	
	2年課程	定時制	通信制

(杉森みどり, 舟島なをみ, 看護教育学第4版増補版, 2009, p.79, 医学書院.)

(学校数)

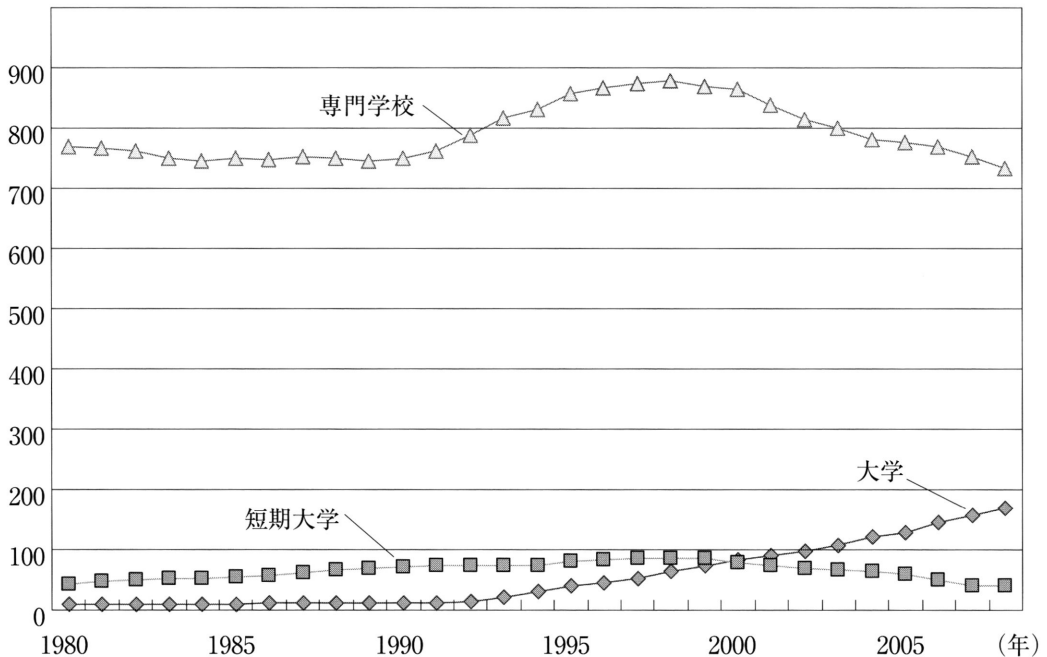


図1 看護基礎教育課程数の推移

した看護職者により支えられていることを示す。

また、わが国における看護学の大学院教育は、1979年、千葉大学大学院看護学研究科修士課程設置により開始され、1988年には、聖路加看護大学に博士課程が設置された。2009年4月現在、修士課程は121、博士課程は54⁵⁾であり、看護系大学の増加とともに、修士課程および博士課程も増加傾向にある。

3. 今後の課題と展望

看護系大学および大学院の増加に伴い、多くの看護系大学において看護学を専門とする教員の不

足が問題となっている。どの大学も限られた教員組織の中で最大限の教育効果を発揮できるよう様々な工夫を凝らし、この問題に対応している。このような未曾有の教員不足は、他の学問分野に類を見ない。今後も大学、大学院の増設が予測され、看護学教員不足の解消と教員養成のための教育は、看護学教育の質維持向上に向けた重要な課題である。

また、冒頭で、わが国の看護師養成教育は、大学、短期大学、専門学校を始めとする多様な教育機関において行われている現状を述べた。しかし、各校の卒業者が看護師国家試験受験資格を得

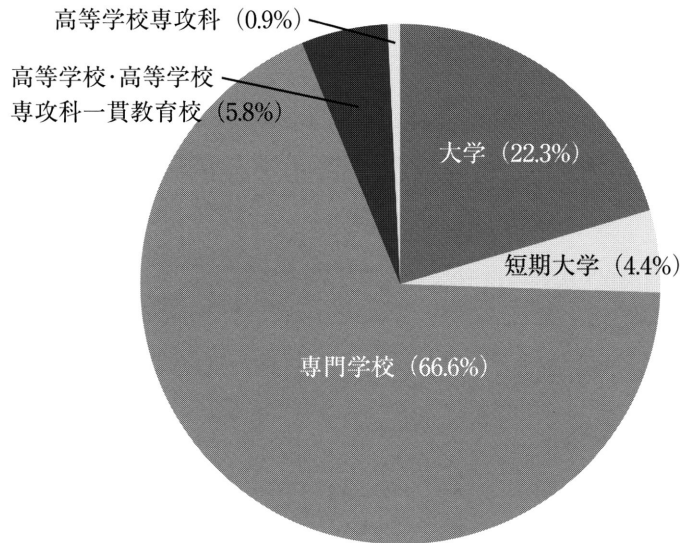


図2 看護師養成教育機関別卒業生数の割合（2009年度）

るためには、いずれの学校も文部科学省・厚生労働省令である保健師助産師看護師学校養成所指定規則による指定を受ける必要がある。指定規則は、看護師学校養成所の入学資格を高等学校卒業とし、修業年限を3年以上と規定している。この規定は、1948年、GHQ主導により制定された保健師助産師看護師法にその起源があり、それ以降、60年以上、維持し続けられた看護職養成教育の条件である。当時、女性の高等学校進学率は46.5%であり、大学進学率はわずか2.4%であった（1954年）。この時代の女性の進学率と、制定された看護職養成教育の入学資格、修業年限を比較してみると、看護師になるために必要とされる要件が極めて高い水準にあり、当時の看護職が高度な教育のもとに養成されてきたことを意味する。しかし、2009年、女性の高等学校進学率が98.2%、大学進学率が55.5%⁶⁾になったにもかかわらず、看護師学校養成所の入学資格も修業年限も1948年から変化していない。

わが国の看護師養成教育は、先に述べた指定規則により、ある程度の水準は維持されている。しかし、教育機関の目的により、カリキュラムや教育資源、教育環境整備の程度に相違や格差が生じており、日本国民は、多様な条件下で養成された看護師により看護の提供を受けることを余儀なく

されている。この状況は、本来、すべての国民が有する質の高い看護を受ける権利の阻害という問題に直面する可能性のあることを示す。

また、ある職業が専門職であるための要件の1つは、長期間にわたる教育訓練を必要とし、その養成が高等教育機関によって行われること⁷⁾である。看護職者は、協働する他の医療従事者との間に自律した専門職として対等な関係を構築し、相補的に連携をとりながら質の高い看護と医療を提供する責務を持つ⁸⁾。看護職が専門職としての要件を備え、自律的に役割を遂行するためには、看護基礎教育期間を延長するだけでなく、高等教育機関としての特性を備え、かつ充実した教育環境を持つ大学において、すべての看護職養成を行う必要がある。これは、大学の使命が、高い教養と専門的能力の育成、自主性、自律性の尊重にある⁹⁾ことに起因する。また、その実現に向けては、成人学習者を対象とした高等教育という観点から看護学教育に関わる知識・技術を産出する必要がある。

■文 献

- 1) 財団法人大学基準協会。21世紀の看護学教育。2002。大学基準協会資料；第56号：25。

- 2) 舟島なをみ, 亀岡智美, 定廣和香子・他. 看護専門学校に所属する教員の学位取得ニーズに関する研究. 千葉大学看護学部紀要 2001 : **23** : 1-6.
- 3) 日本看護協会出版会編. 平成 21 年看護関係統計資料集. 日本看護協会出版会, 東京, 2010, p.60.
- 4) 前掲書 3), p.120-3.
- 5) 前掲書 3), p.195-7.
- 6) 文部科学省. 学校基本調査—平成 21 年度(確定値)結果の概要. p.17, p.19.
- 7) 天野正子. 看護婦の労働と意識—半専門職の専門職化に関する事例研究. 日本社会学会社会学評論 1972 : **22** (3) : 46.
- 8) 日本看護協会出版会監修. 新版 看護者の基本的責務. 日本看護協会出版会, 東京, 2006, p.46.
- 9) 教育基本法第 7 条 (平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号).